

浪速区地域安全防犯カメラ支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浪速区内の街頭犯罪及び子どもに対する犯罪の減少をめざし、安全で安心なまちづくりに寄与するため、浪速区地域安全防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）の支給に關し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 防犯カメラ 浪速区役所が購入及び設置するものであって、主として浪速区内の犯罪多発地点の周辺など、街頭犯罪の発生が懸念される地域、または、子どもに対する犯罪の発生が懸念される小学校等の周辺及び通学路等に設置する防犯カメラ（電源装置、支柱等を含む）で画像を撮影し記録するための設備一式
- (2) 防犯カメラ管理責任者 防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラ及び画像データを適正に管理し、画像データの漏えい、流出等の防止、その他の安全管理のために必要な措置を講じる責務を負う者
- (3) 防犯カメラ取扱者 防犯カメラの管理及び運用に關し、管理責任者を補佐するものであり、防犯カメラの機器の操作や画像データの確認を行うことのできる者

(支給対象)

第3条 防犯カメラの支給を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 浪速区内の地域活動協議会、浪速区地域振興会を構成する団体、地域防犯活動を実施している団体などとする。
- (2) 防犯カメラの維持管理及び運営、画像データの管理等にかかる費用を負担することのできる団体
- (3) 当該団体に所属する者を防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者として置くことができる団体

(支給する防犯カメラ)

第4条 浪速区役所が支給する防犯カメラ及びその支給数は、浪速区役所の予算の範囲内で決定するものとする。

(支給した防犯カメラの維持管理等)

第5条 防犯カメラについては、防犯カメラの支給を受けた団体（以下「支給団体」という。）が適切に維持管理することとし、防犯カメラの維持管理及び修理並びに画像データの管理等に要する費用は、支給団体の負担とする。ただし、大阪市浪速区長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- 2 支給団体が防犯カメラの維持、管理、修理等を怠ったことによる防犯カメラの不具合の責又は第三者への損害の責は支給団体が負うものとし、大阪市及び浪速区役所はその責を負わないものとする。

3 防犯カメラの画像データにつき、法令、本要綱及び別途定める浪速区地域安全防犯カメラ管理規程（以下、「管理規程」とする。）に従わない等不適切な管理又は取扱を行ったことにより第三者に損害を与えた場合は、支給団体がその責を負うものとし、大阪市及び浪速区役所はその責を負わないものとする。

（防犯カメラ支給の申請等）

第6条 防犯カメラの支給を申請する団体（以下「申請団体」という。）は、防犯カメラ支給申請書（様式第1号）を大阪市長（以下「市長」という。）が定める期限までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、市長が必要ないと認めるときには、これらの書類の添付を省略することができる。

（1）申請団体の概要（定款、規約、会則、会員名簿等）

（2）防犯カメラ設置箇所位置図

（3）防犯カメラ管理責任者及び取扱者届出書（様式第2号）

（4）浪速区地域安全防犯カメラ支給要綱及び浪速区地域安全防犯カメラ管理規程を遵守する旨の宣誓書（様式第3号）

（5）その他市長が必要と認めるもの

（防犯カメラ支給及び引渡しの決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等（以下「審査等」という。）を行い、防犯カメラを支給すべきものと決定したときは、設置工事が完了した後引渡すこととし、申請団体に対して、防犯カメラ支給及び引渡決定通知書（様式第4号）を交付する。

2 市長は、必要があると認めるときは、防犯カメラの設置に関し浪速警察署長に意見を求めるものとする。

3 市長は、審査等の結果、防犯カメラを支給することが不適当であると認めたときは、申請団体に対して、理由を付して防犯カメラ不支給決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請団体は、第7条第1項の通知書を受領した場合において、次のいずれかに該当するものとして申請を取り下げようとするときは、防犯カメラ支給申請取下書（様式第6号）により申請の取下げを行うことができる。

（1）構造上防犯カメラを設置することが困難であることが判明したとき

（2）支給団体が解散することとなったとき

（3）前2号に掲げるもののほか、防犯カメラの管理等を行うことができなくなったとき

（防犯カメラの用途の制限）

第9条 支給された防犯カメラは、管理規程に従い、管理規程以外の目的に使用してはならない。

(防犯カメラ支給の決定の取り消しまたは返還)

第10条 市長は、第7条第1項の規定により防犯カメラの支給の決定に関する通知をした後、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該防犯カメラを支給した支給団体に対して、防犯カメラの支給の決定を取り消し、既に支給した防犯カメラがある場合にあっては、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 支給団体が、申請書及びその添付書類等に虚偽の事実を記載した場合
 - (2) 支給団体が解散した場合
 - (3) 支給団体が、支給された防犯カメラを本要綱および管理規程に反する使用をした場合
 - (4) 支給決定後の事情変更により特別の必要が生じた場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、その活動が支給団体として不適当であると市長が認める場合
- 2 前項の規定により決定の取消しを行った場合は、市長は、防犯カメラ支給決定取消・返還通知書（様式第7号）により支給団体に通知するものとする。
- 3 支給団体が前項の通知書を受領した場合は、遅滞なく防犯カメラを市長に引き渡さなければならない。

(防犯カメラの管理責任者および取扱者の変更)

第11条 支給団体は、防犯カメラの管理責任者又は取扱者に変更があった場合は、防犯カメラ管理責任者・取扱者変更届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、防犯カメラの適正な管理及び運用を期するために必要があると認めたときは、支給団体に対して報告を求め、又は承諾を得た上で職員に支給団体の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(財産の管理及び処分の制限等)

第13条 支給団体は、防犯カメラの支給を受けた日から起算して少なくとも6年間は、この要綱及び管理規程の目的に基づき防犯カメラを適切に維持管理することとしなければならない。

2 支給団体は、市長の承認を受けないで、この要綱及び管理規程の目的に反して防犯カメラを使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供してはならない。

3 市長は、支給団体が前2項に違反した場合は、既に支給した防犯カメラの返還を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、浪速区長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年12月11日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

この要綱は、令和5年1月18日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所

申請団体名

代表者氏名

電話番号

防犯カメラ支給申請書

浪速区地域安全防犯カメラ支給要綱第6条第1項の規定により、防犯カメラの支給を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

1 支給を受けようとする物品

防犯カメラ	台数
	台
	台
	台
	台
	台
	台
	台

2 添付書類

- (1) 申請団体の概要（定款、規約、会則、会員名簿等）
- (2) 防犯カメラ設置箇所位置図
- (3) 浪速区地域安全防犯カメラ管理責任者および取扱者届出書（様式第2号）
- (4) 浪速区地域安全防犯カメラ管理規程を順守する旨の宣誓書（様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(様式第2号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所
申請団体名
代表者氏名
電話番号

防犯カメラ管理責任者及び取扱者届出書

浪速区地域安全防犯カメラ支給要綱第6条第2項第3号の規定により、防犯カメラの管理責任者及び取扱者を次のとおり届出ます。

① 管理責任者

氏名	役職等	住所	連絡先

②取扱者

氏名	役職等	住所	連絡先

(様式第3号)

令和 年 月 日

大阪市長様

住 所

申請団体名

代表者氏名

電話番号

浪速区地域安全防犯カメラ支給要綱及び 浪速区地域安全防犯カメラ管理規程を遵守する旨の宣誓書

浪速区地域安全防犯カメラ支給要綱第6条第2項第4号の規定により、同要綱及び次の浪速区地域安全防犯カメラ管理規程を遵守することを宣誓します。

浪速区地域安全防犯カメラ管理規程

1 目的

この規程は、浪速区地域安全防犯カメラ支給要綱により支給される防犯カメラ（以下、「防犯カメラ」）について、街頭犯罪の抑制及び防止を図ることと並行して、防犯カメラの対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置又は運用について定めるものである。

2 設置者、管理責任者及び取扱者

(1) 防犯カメラの設置者

大阪市浪速区長

(2) 防犯カメラの管理責任者及び取扱者

浪速区地域安全防犯カメラ支給要綱第6条第2項第3号もしくは第11条の規定により
届出があった者

3 設置場所及び設置台数

浪速区地域安全防犯カメラ支給要綱による防犯カメラ支給申請書のとおり

4 管理方法

防犯カメラの操作、録画した映像の保管および廃棄並びにこれらに付随する行為は管理責任者及び取扱者によって行う。ただし、これらの行為を防犯カメラの設置業者または第三者に委託して行うことができる。

5 画像データの保管と廃棄

(1) 画像は、撮影時の状態のまま保存し、加工はしない。

(2) 撮影された画像の保管期間は、概ね 1 週間とする。

6 画像の利用制限

(1) 画像の利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らさない。

(2) 画像は、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。

ア 法令に基づく請求があった場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。）

ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

7 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

8 防犯カメラの維持管理

防犯カメラを支給された団体は、防犯カメラの維持・管理に努め、維持・管理及び利用に関する費用を負担する。ただし、大阪市浪速区長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 1 月 18 日から施行する。

(様式第4号)

大浪市指令 第 号
令和 年 月 日
様

大 阪 市 長

防犯カメラ支給及び引渡し決定通知書

令和 年 月 日付で支給申請がありました防犯カメラについて、次のとおり物品を支給し、設置工事が完了した後、引渡すことを決定しましたので通知します。

1 団体の名称

2 支給及び引渡す防犯カメラ

防犯カメラ	台数	場 所
	台	
	台	
	台	
	台	
	台	
	台	

3 引渡し予定時期

令和 年 月 日

4 注意事項

防犯カメラの維持・管理・修理及び画像データの管理・取扱については、浪速区地域安全防犯カメラ支給要綱および浪速区地域安全防犯カメラ管理規程を遵守し、その他公序良俗および法令に反する行為を行わないこと。

(様式第5号)

大浪市指令 第 号
令和 年 月 日
様

大 阪 市 長

防犯カメラ不支給決定通知書

令和 年 月 日付で支給申請がありました防犯カメラについて、次のとおり物品の支給を決定しないことにしたので通知します。

1 団体の名称

2 支給しない理由

(様式第6号)

令和 年 月 日

大阪市長様

住 所

申請団体名

代表者氏名

電話番号

防犯カメラ支給申請取下書

令和 年 月 日付大浪市指令第 号にて通知のあった防犯カメラの支給決定について、浪速区地域安全防犯カメラ支給要綱第8条第1項の規定により、申請を取下げます。

1 支給決定通知を受け取った日

2 取下げの理由

(様式第7号)

大浪市指令 第 号
令和 年 月 日
様

大 阪 市 長

防犯カメラ支給決定取消・返還通知書

令和 年 月 日付大浪市指令第 号にて支給決定した防犯カメラについては、次のとおり支給決定を取り消したので、浪速区地域安全防犯カメラ支給要綱第10条第2項の規定により通知いたします。

1 団体の名称

2 取消内容

3 取消理由

4 返還対象の防犯カメラ

防犯カメラ	台数	場所
	台	

(様式第8号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所

申請団体名

代表者氏名

電話番号

防犯カメラ管理責任者及び取扱者変更届出書

浪速区地域安全防犯カメラ支給要綱第11条の規定により、防犯カメラの管理責任者及び取扱者の変更を次のとおり届出ます。

①管理責任者

《変更前》

氏名	役職等	住所	連絡先

《変更後》

氏名	役職等	住所	連絡先

②取扱者

《変更前》

氏名	役職等	住所	連絡先

《変更後》

氏名	役職等	住所	連絡先